

平成 22 年 2 月 24 日
原子力安全・保安院
中国四国産業保安監督部四国支部

電気主任技術者免状の認定学校に対する 厳重注意及び再発防止対策について

中国四国産業保安監督部四国支部（以下「当支部」という）は、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（以下「省令」という）に基づく認定学校において、履修単位の変更を未届けで実施し、その変更が省令に基づく認定基準に適合していないことを確認しました。このため、同校に対し厳重注意するとともに再発防止を図るよう指示しました。

（経緯）

- (1) 当支部は、平成 22 年 2 月に実施した同校に対する立入調査において、平成 21 年 3 月に卒業した生徒の履修単位が省令に基づく認定基準に適合していないことを確認しました。
- (2) このため、当支部は同校に対し、原因を調査するとともに具体的な再発防止対策の作成を指示していましたが、2 月 9 日付けで報告書の提出があり、その内容は適切なものであると認められたため、厳重注意するとともに再発防止対策の確実な実施を指示しました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

担当者：見村課長、大久保補佐

電 話：087 - 811 - 8584

URL：<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-shikoku/>